

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされています。さらに、職員の給与については、職務と責任に応ずるものでなければならないという職務給の原則があり、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。

また、勤務時間その他給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされています。

人事委員会は、中立性、専門性を有する第三者機関の立場から、給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、府議会議長及び知事にその成果を報告するとともに、講ずべき措置について勧告することができることとされています。

平成20年10月14日の報告及び勧告の概要は、次のとおりです。

(1) 給与改定の内容

ア 民間との給与較差に基づく改定

(ア) 公民較差

第2-1表

	民間給与との較差		備 考
実支給額 (管理職員の給料月額 カット後)	949円	0.22%	管理職員の給料月額カット措置が行われており、職員給与が民間給与を0.22%下回っている。 民間給与 424,743円 職員給与 423,794円

(参 考)

管理職員の 給料月額 カット前	89円	0.02%	管理職員の給料月額カット措置がないものとした場合、職員給与が民間給与を0.02%下回っている。
-----------------------	-----	-------	---

(イ) 給与改定の考え方

管理職員の給料月額カット措置は、厳しい財政状況等を考慮してなされた臨時的なものであり、やむを得ないと認められることから、この措置がないものとした場合の職員の給与水準と民間の給与水準との較差を基本に対応。

本年の較差が極めて小さいこと等の事情を総合的に勘案した結果、月例給及び期末・勤勉手当については、改定を行わない。

イ 教員給与の改定

副校長、主幹教諭、指導教諭（平成21年4月設置）に係る給与上の処遇について、次のとおり措置

(ア) 副校長の処遇

教育職給料表3級（既存）適用、管理職手当支給

(イ) 主幹教諭・指導教諭の処遇

教育職給料表に新たに特2級（2級と3級の間水準）を設け適用

ウ その他の改定

(ア) 通勤手当

交通用具使用者に対する手当額の見直し（引下げ）

片道2km2,600円＋1kmごとに600円（上限額55,000円）

自転車には加算措置なし

通勤回数が少ない職員（交替制勤務者等）は通勤回数に応じて減額

(イ) 初任給調整手当

医師確保が重要な課題となっており、府内民間病院に勤務する医師の給与との均衡を図るため、初任給調整手当を引上げ

支給上限額を10万4千円引上げ（410,900円に改定）（人事院勧告に準拠）

エ 実施時期
平成21年4月1日

(2) 給与以外の勤務条件等

総実勤務時間の短縮、健康の保持増進、仕事と育児・介護等の両立の取組の推進のほか、非常勤職員の勤務条件の検討等について報告しています。